三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字外稗作一の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　秋田県横手市山内南郷字寒沢奥三〇、三二の一、三二の四から三二の一一まで、三二の四二、三二の四四から三二の四七まで、三二の五一から三二の五六まで、三二の六〇、三二の六二から三二の八二まで、字桧葉沢一の一、一の二、二
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字寒沢奥三二の四五・三二の六二・三二の六四・三二の七二・三二の八〇（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字桧葉沢一の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　保安林の所在場所　秋田県山本郡藤里町藤琴字馬坂四、六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字馬坂四（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び藤里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県みどり市東町沢入一〇八一の一、一〇八三、甲一〇八四、乙一〇八四、一〇八八、甲一〇九九、一〇九七、一〇九八、甲一〇九九、乙一〇九九、一一〇〇、甲一一〇一、乙一一〇一、一一〇二から一一〇四まで、一一〇六、一一〇八、一一〇九
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　群馬県高崎市倉渕町岩氷字若林八三八、八三九、甲八四二
二　(一)　指定の目的　土砂の流出の防備
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字若林八三八、八三九、甲八四二（次の図に示す部分に限る。）
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　群馬県渋川市小野子字中田二二七一の一
三　(一)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(二)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫

一　(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡東吾妻町大字泉沢字小屋場一六七四、一六七八、一六七九の一、桐生市梅田町五丁目字藤生山一〇四六の一
(二)　指定の目的　水源の涵養
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
字小屋場一六七四・一六七八・一六七九の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　保安林の所在場所　群馬県吾妻郡中之条町大字岩本字池田三一八二の六、大字五反田字白久保三五二四の一、三五二七の二、沼田市利根町根利字フクロサワ一九九六の一〇、利根町大原字駒場一〇四三の二から一〇四三の四まで
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫